

(別紙)

特 約 事 項

- 1 発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、上記4の委託料の一部を概算払することができる。
- 2 受注者は、委託料の概算払を請求しようとするときは、別紙委託料概算払計画書及び別紙概算払請求書を発注者に提出する。
- 3 受注者は、2の規定により概算払を受けたときは、別紙業務委託契約約款(以下「約款」という。)第30条第2項に基づき、通知後10日以内に、別紙委託料概算払精算書を発注者に提出する。
- 4 受注者は、3の委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を発注者の指示により精算する。
- 5 4に定める過払額について、受注者が、発注者の定める返還期限までに返納しないときは、受注者は発注者に対して、返還期限の翌日から返納する日までの期間に応じ、返還金額につき年3.0パーセントの割合で算定した金額を利息として発注者に支払うものとする。